

# ケースで学ぶ 贈与に関する お客様ニーズ別アドバイスのポイント

①③⑥ 高木佳代子 税理士法人 高野総合会計事務所 税理士  
②④⑤⑦⑧⑨ 渡部以光 税理士法人 高野総合会計事務所 税理士

ここでは、贈与に関するよくあるニーズを挙げ、アドバイスに必要な知識を解説します。

## ケース①

### 定期的に送金している子どもへの 仕送りの額を増やしたい



金であっても、贈与税が課税される場合もあります。  
例えば、500万円を一括で送金し、子どもが生活費や学費に充てた後、余ったお金を貯金した・それを元手に株式投資をしたといった場合、その余ったお金の基礎控除額を超える部分に対しては贈与税が課税されます。  
また、生活費といってもその子どもにとって通常の日常生活に必要な費用と認められる金額以上を仕送りしている場合、贈与税の課税対象とみなされる可能性もあります。

## 贈

与税は、原則として贈与を受けてすべての財産に対して課税されます。しかし、親子や夫婦、兄弟姉妹間など扶養義務者から生活費や教育費に充てるためにされた贈与で、通常必要と認められる範囲内の金額であれば、贈与税は課税されないことになっています。

したがって、この要件を満たせば贈与税の基礎控除額である年間110万円を超えるものであっても

も贈与税を支払う必要はありません。ただし、この場合の贈与は、必要な都度、生活費や教育費に直接支払われるものに限られていますので、生活費なら毎月送金する、学費であれば支払いの都度——といった、仕送りのタイミングも留意したいところとなります。

## 生活費などの名目でも...

生活費や教育費という名目の送

## ケース②

### 孫の口座を内緒で作って お金を積み立てて渡そうと思ってる



## 近

年ではあまり見られなくなりましたが、以前は「祖母が孫のために内緒で孫名義の預金口座を開設し預金を積み立て、成人したら孫に渡す」というケースがありました。最近では、本人確認の厳格化や不正な取引防止の観点などから、名義預金の口座開設は謝絶されています。

ちなみに、仮に孫名義の預金口座があり、その預金通帳および印鑑の管理を祖父母が行っている場

合には贈与にはなりません。贈与契約には、祖父母（贈与者）の「あげる」という意思と孫（受贈者）の「もらう」という相互の意思が必要で、この場合は贈与契約が成立しないからです。

税務上、名義預金については、仮に祖父母の相続が発生した際、被相続人の名義財産として相続財産に加算する必要があります。本ケースのようなお客様にはまずこの点を理解してもらいます。

## 親権者が代理人となる

今回のポイントは、祖父母から孫への贈与契約の成立です。

孫が未成年の場合、親権者である両親が代理人となり、孫名義の預金口座を開設します。次に同じ親権者である両親が代理人となり、祖父母と贈与契約を締結し、相互に贈与の意思を示します。これで贈与契約の基本である互いの意思確認が行われ、贈与契約が名

実ともに成立し、「名義預金ではない、孫の固有財産」としてお金を残すことが可能です。

ただし、贈与額が基礎控除を超える場合、親権者の両親が代理人となり、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、住所地を管轄する税務署に贈与税の申告をしなければなりません。また贈与から3年以内に祖父母が亡くなり、孫がその財産を遺贈等により相続する場合には3年以内の加算の対象となり、相続税の課税対象となるため注意が必要です。

贈与契約は口頭でも成立しますが、贈与契約書を作成し、贈与者と受贈者で1通ずつ保有することをお勧めします。

## ポイント

- いわゆる「名義預金」は贈与として認められず、相続時に相続財産になる
- 親権者が代理人となり、祖父母と贈与契約を締結することで成立する